

「資産等報告書」に関する意見書 築上町政治倫理審査会

1. 資産等報告書の提出状況

区分	対象者数	報告者数
提出義務者に関するもの	18人	18人
提出義務者の配偶者に関するもの	16人	16人
提出義務者の被扶養者及び同居の親族に関するもの	9人	9人
合計	43人	43人

(1) 築上町政治倫理条例（平成18年築上町条例第7号、以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、資産等報告書（以下「報告書」という。）の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）の3人及び町議会議員（以下「議員」という。）15人の計18人は、1月1日現在の内容を記載した報告書を町長等にあつては町長に、議員にあつては議長に提出し、さらに議長は町長に提出しました。築上町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、これを町長から6月15日付で提出され、内容についての審査を求められました。

2. 審査の経過

6月15日から8月24日までの間、合計4回にわたつて審査を実施しました。その審査の概要については、次のとおりです。

開催日	内容
第1回 6月15日（月）	審査方法の基本方針について
第2回 7月27日（月）	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第3回 8月3日（月）	提出義務者別の報告書の審査 提出義務者への照会項目の検討
第4回 8月24日（月）	照会項目に対する回答についての審査 意見書作成について検討

3. 提出義務者に対する審査 照会事項及びその回答状況

(1) 審査用一覧表の作成

提出期限内に提出された報告書について、各項目における前年との違いを明確にするため、また審査の簡素化・効率化を図るために、前年と同様に報告書記載内容の一覧表を作成したうえで、まず、本年の報告書の内容を審査し更に一覧表等から前年との比較状況を把握して、必要に

応じ報告書で詳細な部分を審査するという形で審査を実施しました。

(2) 照会状況

審査を効率よく行うため、審査前に、審査会事務局において報告書の記載もれや記載誤りと思われる箇所の修正・確認依頼及び不足の添付資料の提出依頼を行いました。

その後、審査会による審査において、報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等について2回に分けて照会を行いました。

照会の主な内容は、預貯金増加の理由や減少の用途について、また、動産（自動車）の所有の有無についてなどです。

(3) 照会者数

照会日	8月6日
対象者	17人
回答者	16人

(4) 回答状況

照会を行った17人の内16人より期限内に回答がありました。



4. 審査方法

例年の審査方法によって、報告義務者から提出された報告書を確認し、その内容の整合性について公正な審査に努めました。その手順は以下の通りです。

(1) 形式的審査（報告書内容の確認）

まずは、資産等報告書の項目と報告書と一緒に提出する各証明書類とが、内容的に整合しているかどうかについて確認しました。不明確と思われる箇所あるいは書類の不備が認められたものについては、審査前に報告義務者に対し、訂正依頼および必要資料の提出を依頼しました。特に審査の中では、報告書の内容が不明確であったり、証明書類と合わなかったりした場合、報告義務者に対して、照会を行いました。そして、照会に対する回答を見て、内容をさらに審査しました。

(2) 実質的審査（資産の変動の把握）

形式的審査と同時に、各報告義務者の資産にどのような動きがあるかを審査しました。審査では、過去3力年の資産報告を基礎資料とし、昨年度から資産にどれくらいの変動があったか、とくに大きな変化があった資産について問題がないかを審査しました。特に、預貯金など資産に大きな増減があったときについて、その理由（出所あるいは用途）を報告義務者に照会し、回答を求めました。

5. 審査結果

全体としては、報告義務者のみなさんが真摯にご対応いただきましたので、審査は大きな問題はなく、順調に終えることができました。ただ、今年度の審査会の意見、次年度への申し送り事項は以下のとおりです。

【町民のみなさんの関心と参加が必要です！】

この審査は、報告義務者から提出された資料をもとに資産の状況に疑義がないかをチェックするという主旨です。いまの仕組みでは、報告義務者自身が報告する資料がすべてで、それが本当に正しいものかどうか、そして実際の資金の流れについては、審査会では知ることができません。もちろん、可能な限り疑問があれば、ご本人に照会をかけた疑問を晴らします。

私たち審査会は審査当日までに膨大な資料を読み込んで準備します。しかし、今の仕組みのほとんどは、審査会の審査にも大きな限界があります。町政をもっとよりよいものにしていくには、町民のみなさんがもっともつと政治倫理に関心を持ってもらい、政治への参加をしていただく必要があります。例えば、公開されている資産等報告を見てみる

とか、議会を傍聴してみるとかです。本審査会も傍聴できます。

築上町のこれからの発展のためにも、審査会もがんばりますが、議員のみなさん、そしてなによりも町民のみなさんのがんばりが本当に求められます。

【期限までに報告書を提出されなかった方がいました】

今年度は、1名だけ提出締め切りまでに報告書をご提出いただかなかった方がいました。最終的には審査できればよいのかもしれませんが、事務作業が大変になるので基本的には報告書を期日どおりに提出いただきたいと思います。

【報告された預貯金について】

例年、提出された報告者のなかに、「預貯金の口座がない」、「残高が一桁」といった報告が少なくないといえ見られることから、今年は預貯金口座についての照会を行いました。本当に一ケタしか残高がない状況も十分あり得ると思います。昔から、政治のために奔走した結果家産を失い、残るは井戸と塀ばかりという「井戸堀政治家」という言葉がありますが、議員のみなさんはこうした細やかな努力がされているのかもしれないですが、やはり日常生活を送る上で、ローンを組んだりする上で、あるいはいつ自然災害で避難生活を余儀なくされるかもしれないなかで、預貯金が少額というのは一般的な感覚でもとても心配ではあります。

いまの審査の仕組みでは、一概に問題とすることはできませんが、実際「預貯金口座がない」という報告で照会をかけたところ、「口座がある」という回答を得ました。単に記載をお忘れになったというのだと思います。次年度は、ぜひ、報告義務者の皆様のきめ細やかな対応を審査会として期待します。

【記載要領、提出資料の見直し】

報告書の記載の仕方でも混乱が生じたので、見直しを求めたいと思います。一つは、動産の項目で、50万円以下の動産は記入しなくてよいことになっていますが、自動車については50万円以下でも記入する（加えて車のナンバーも）といった改善が必要ではないでしょうか。もう一つは、事業をしておられる方は、税務署に提出している収支報告所や内訳書を資料として添付いただくということです。これらのみならず、他の項目も見直しを検討いただきたいと思えます。

6. 築上町政治倫理審査会委員名簿

職	氏名	職業
会長	森 裕 亮	専門委員 (大学准教授)
副会長	野 中 貞 祐	専門委員 (弁護士)
委員	奥 村 勝 美	専門委員 (公認会計士)
委員	柏 木 利 彦	専門委員 (税 理 士)
委員	田 尻 侘 祥	町 民



平成28年度築上町町民主催事業募集

築上町では、地域文化の創造・振興に資する活動を「町民主催事業」として、個人や団体に対して助成支援を行っています。

助成内容 ①補助金の交付（補助金は補助対象経費総額の1/2の額の内、上限30万円）②企画、立案等の支援
助成対象 築上町文化会館（コマーレ）、築上町中央公民館、築上町コミュニティセンター（ソピア）、上城井公民館、下城井公民館、国際交流館（メタセの杜）を会場として行う、地域文化振興に寄与する公演や展覧会等で、平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）に開催するもの

申込期間 10月1日（木）～11月30日（月）

申込方法
 ・必要書類を生涯学習課社会教育係に提出
 ・要領及び申込用紙は生涯学習課及び各会場に備え付けています。

申込・問い合わせ 生涯学習課 社会教育係（支所内線262）